

令和6年度補正予算

スマート農業・農業支援サービス事業導入

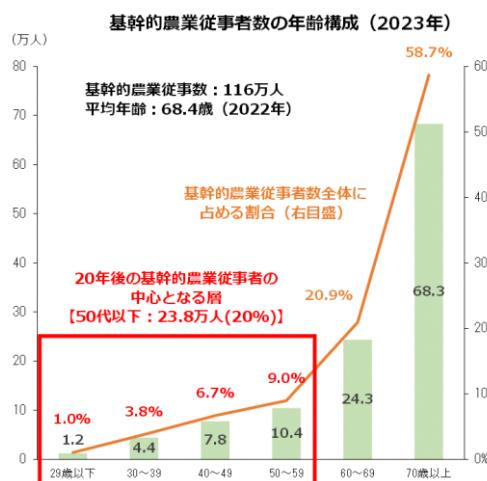
総合サポート緊急対策事業

令和7年1月17日（金）時点
農産局 農産政策部 技術普及課
スマート・サービスユニット

農業の持続的な発展に資する生産性向上に向けた施策の強化 (スマート農業と農業支援サービス事業の活用促進)

背景

人口減少に伴い、基幹的農業従事者は、今後20年間で現在の約1/4（116万人→30万人）にまで減少することが見込まれ、国産農産物の供給量を維持することが困難となるおそれ



食料・農業・農村基本法

【基本理念】

第5条（抜粋）

農業については、その有する食料その他の農産物の供給機能等の重要性に鑑み、人口の減少に伴う農業者の減少等農業をめぐる情勢の変化が生ずる状況においても、これらの機能が發揮されるよう、農業の生産性の向上等が図られることにより、持続的な発展が図られなければならない。

【基本的施策】

第30条

国は、農業の生産性の向上に資するため、情報通信技術その他の先端的な技術を活用した生産、加工又は流通の方式の導入の促進、省力化等に資する新品種の育成その他必要な施策を講ずるものとする。

第37条

国は、農業者の経営の発展及び農業の生産性の向上に資するため、農作業の受託、農業機械の貸渡し、農作業を行う人材の派遣、農業経営に係る情報の分析及び助言その他の農業経営の支援を行う事業者の事業活動の促進に必要な施策を講ずるものとする。

生産性向上に向けた施策

スマート農業技術を核とした生産方式等の転換支援

一體的な推進を通じた効果の増進

農業支援サービス事業の活用による営農支援

※スマート農業技術活用促進法の活用と併せて推進

22 スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業

【令和6年度補正予算額 10,000百万円】

<対策のポイント>

農業者の高齢化・減少が進む中においても農業の持続的な発展を図るために、スマート農業技術の現場導入と生産・流通・販売方式の転換、これを支える農業支援サービス事業体の育成や活動の促進等の取組を総合的に支援します。

<政策目標>

スマート農業技術の活用割合を50%以上に向上 [令和12年まで]

<事業の内容>

1. スマート農業技術と産地の橋渡し支援

スマート農業技術を他品目等にカスタマイズするための改良を支援します。

2. 農業支援サービスの先進モデル支援

農産物の生産・流通等の方式転換とサービス事業体の事業性の向上を合わせて図るため、食品事業者等需要を起点に受託面積を大幅に拡大する取組、複数産地が連携して同一サービスを利用する取組、ドローン等を多作業・多品目に利用する取組と、これらサービスの速やかな事業展開を図る取組を支援します。

3. 農業支援サービスの立ち上げ支援

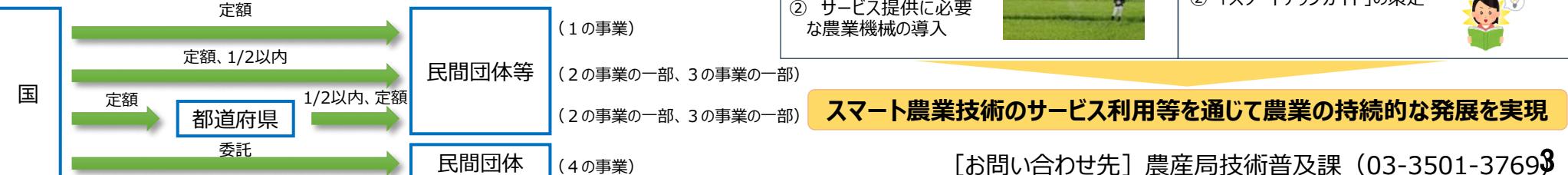
サービス事業体の新規事業立ち上げ当初のビジネス確立に向け、ニーズ調査、サービス提供の試行・改良等のほか、サービスの提供に必要なスマート農業機械等の導入を支援します。

4. 農業支援サービスの土台づくり支援

- ① サービスの標準的な作業工程や作業精度等を定めた「標準サービス」を策定します。
- ② 事業を開始する際の留意事項等を整理した「スタートアップガイド」を策定します。

※ 2及び3は、中山間地域等に対する優先枠等を設けます。

<事業の流れ>



22 スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業

【令和6年度補正予算額 10,000百万円】

<対策のポイント>

農業者の高齢化・減少が進む中においても農業の持続的な発展を図るために、スマート農業技術の現場導入と生産・流通・販売方式の転換、これを支える農業支援サービス事業体の育成や活動の促進等の取組を総合的に支援します。

<政策目標>

スマート農業技術の活用割合を50%以上に向上 [令和12年まで]

<事業の内容>

1. スマート農業技術と産地の橋渡し支援

スマート農業技術を他品目等にカスタマイズするための改良を支援します。

2. 農業支援サービスの先進モデル支援

農産物の生産・流通等の方式転換とサービス事業体の事業性の向上を合わせて図るため、食品事業者等需要を起点に受託面積を大幅に拡大する取組、複数産地が連携して同一サービスを利用する取組、ドローン等を多作業・多品目に利用する取組と、これらサービスの速やかな事業展開を図る取組を支援します。

3. 農業支援サービスの立ち上げ支援

サービス事業体の新規事業立ち上げ当初のビジネス確立に向け、ニーズ調査、サービス提供の試行・改良等のほか、サービスの提供に必要なスマート農業機械等の導入を支援します。

4. 農業支援サービスの土台づくり支援

- ① サービスの標準的な作業工程や作業精度等を定めた「標準サービス」を策定します。
- ② 事業を開始する際の留意事項等を整理した「スタートアップガイド」を策定します。

※ 2及び3は、中山間地域等に対する優先枠等を設けます。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

○補助事業

- ・スマート農業の現場導入（1の事業）
- ・サービス事業体の育成（2, 3の事業）



産地
生産者

開発者



- ① 食品事業者との連携による受託面積の大
幅な拡大
- ② 複数産地の連携によるスマート農業機
械の共用
- ③ ドローン等の多作業・多品目利用

○委託事業

サービス事業体の新規事業立ち上げ当初のビジネス確立を支援

- ① ニーズ調査や試行的なサービス提供、人材の育成
- ② サービス提供に必要な農業機械の導入



土台づくり支援

サービス事業の環境整備

- ① 「標準サービス」の策定
- ② 「スタートアップガイド」の策定



スマート農業技術のサービス利用等を通じて農業の持続的な発展を実現

[お問い合わせ先] 農産局技術普及課 (03-3501-37694)

農業支援サービスとは

農業支援サービスとは、農業者等に対して提供される農業に係るサービス（農産品の加工流通・販売に係るサービスを除く。）であり、主に以下のようなタイプに分類されます。

作業サポート型

○専門作業受注型

播種や防除、収穫などの農作業を受託し、農業者の作業の負担を軽減するサービスです。

ニンジャワークステクノロジーズ(株)



ドローンを活用した農薬散布作業を代行

(株)ミズホ商会

水稻や畑作物における、土づくり、播種から収穫までの各種作業を代行。スマート農機で高効率作業に特化。



○機械設備供給型

機械・機具のリース・レンタル、シェアリングにより、農業者の導入コスト低減を図るサービスです。



inaho(株)

自社で開発した自動収穫ロボットのレンタルサービス

(株)サングリン太陽園

ラジヘリ等を活用した防除作業受託のほか、ドローンを共同で利用する農業者向けのシェアリングサービスを提供



○人材供給型

作業者を必要とする農業現場のために、人材派遣等を行うサービスです。



YUIME (株)

各地の繁忙期に着目して社員を専門的に育成・派遣

アグリトリオ(株)

労働力を要する農業者と適した作業者のマッチングが可能な農業用求人システムを開発



判断サポート型

○データ分析型

農業関連データを分析して解決策を提案するサービスです。



テラスマイル(株)

生産や市況などのデータを分析し、最適な出荷時期などの提案により農業経営をサポート



(株)はれると

施設園芸における生産性カイゼンに向けた労務管理システム「agri-board」を開発・提供

複合サポート型（上記4類型の複合型）



(株)オプティム

センシングに基づく農薬ピンポイント散布等の栽培管理ソリューションを無償で農家が活用。オプティム社が、生産物を農家から買取り、販売

(別記1) スマート農業技術と産地の橋渡し支援

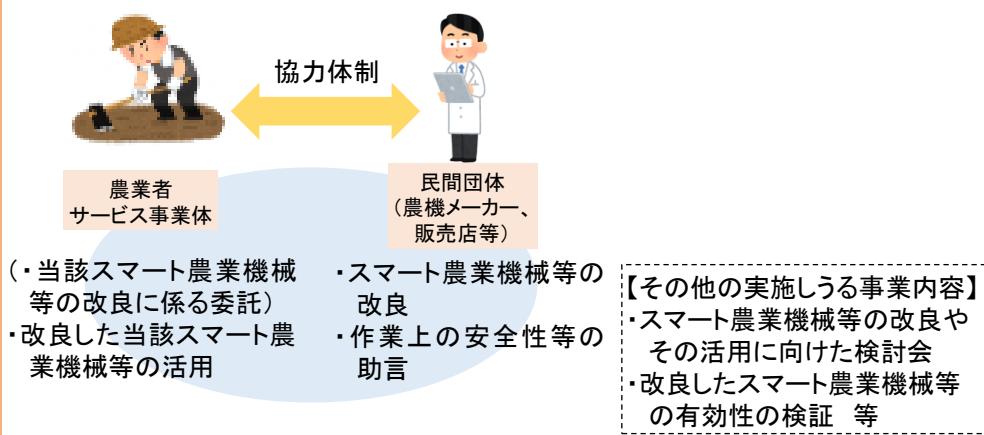
1. 事業内容

スマート農業機械等を当該機械の所期の対象品目と異なる品目へ適応する等、特定の産地における栽培方式等に適応させるための改良を行う。また、必要に応じて関係者による検討会、改良したスマート農業機械等の有効性の検証等を行う。

2. 事業実施主体

- (1) 農業者（農業者の組織する団体も含む。）
- (2) 農業支援サービス事業体
- (3) 民間団体
- (4) 協議会（(1)～(3)の者のいずれかが必須構成員）

3. 事業体制のイメージ



4. 実施要件

- (1) 対象となるスマート農業機械等は、①改良の目的が生産方式の革新では対応できない課題の解決に必要なものであって、②市販されているものであること。
- (2) 事業実施主体又は協力者として、①改良するスマート農業機械等を利用する農業者又はサービス事業体、②スマート農業機械等の改良や利用（作業上の安全性を含む。）における助言を行うことができる民間企業又は整備士等が位置付けられること。

5. 補助率及び主な対象経費等

- ① 定額（上限500万円）
- ② 専門家謝金、カスタマイズ費（資材費、委託費）、スマート農業機械等の実証費（圃場借り上げ費）、分析経費（委託費）等

6. 成果目標

本事業に供したスマート農業機械等が、農業者又は農業支援サービス事業体によって活用されること

7. 事業執行の流れ



8. その他

事業実施主体がスマート農業技術活用促進法に基づく生産方式革新実施計画又は開発供給実施計画の認定を受けている場合（認定計画に事業実施主体（サービス事業体）が促進事業者として位置付けられている場合を含む。）、ポイント加算。

(別記1) スマート農業技術と産地の橋渡し支援

9. よくある質問

Q1：どのような者が事業実施主体になるのか。

A1：以下の者が事業実施主体になり得ると想定しています。なお、事業実施主体ではない場合でも（1）及び（2）の者が協力関係（協議会での実施を含む。）にある必要があります。

（1）当該スマート農業機械等の開発元であるスタートアップ企業等の農機メーカーやその販売店

（2）農業者や農業支援サービス事業体

※改良を農機メーカーへ委託する等を想定。（自ら改良を行う場合も可。）

Q2：どのようなスマート農業機械等の改良が対象になるのか。

A2：市販のスマート農業機械等の現場導入に当たって、改良の目的が生産方式の革新では対応できない課題の解決に必要なものを考えています。例えば、品種の変更が難しい地域事情などを踏まえ、収穫機について特定の株間に合わせた収穫幅の調整などを想定しています。

Q3：スマート農業機械のみが対象になるのか。

A3：スマート農業技術が組み込まれた農業機械等を対象とします。このため、スマート農業機械に該当しないものは対象なりません。

Q4：成果目標はあるのか。

A4：「本事業に供したスマート農業機械等が、農業者又は農業支援サービス事業体によって活用されること」を成果目標としています。具体的には、事業実施主体ごとに、改良したスマート農業機械等の活用方法、活用面積及び活用農業者数を含む活用目標の設定を求めることとしています。

(別記2－1) 先進モデル支援のうち需要主導産地育成タイプ

1. 事業内容

(1) 食品事業者等の需要を背景に、サービス事業体が食品事業者等と連携して、産地における加工品種への転換や鉄コンテナ流通への転換等の生産・流通・販売方式の転換を図ることにより、需要を起点としてサービス事業の受託面積を大幅に拡大するとともに、サービス事業体の持続的な事業展開に資する取組を支援



枕地を広げて密植し、作業速度を1.5倍に上げると1日の稼働面積が2倍になったよ。カット野菜だからは場当たりの最終製品の歩留まりは変わらないよ。

2. 事業メニュー、補助率

(1) 推進事業（ソフト+セミハード）

- ① スマート農業機械等の導入（セミハード）：1/2以内（上限5,000万円※1）
- ② 需要主導の産地育成（ソフト）：定額（上限3,000万円※1）<必須>
- ③ 利用者の新規開拓（ソフト）：定額（上限1,500万円※1）<必須>

(2) 整備事業（ハード）※2：1/2以内（上限30,000万円※1）

需要主導の産地を育成するために必要な次の施設の整備

- ① 育苗施設、② 乾燥調製施設、③ 穀類乾燥調製貯蔵施設、④ 農産物処理加工施設、⑤ 集出荷貯蔵施設、⑥ 産地管理施設、⑦ 生産技術高度化施設、
⑧ 種子種苗関連施設

※1. 上限については、公募要領において定めています。

※2. 推進事業と一緒に取り組む場合のみ、対象になります。

生産・流通・販売方式の転換をするために必要となる施設に限ります。



生産・流通・販売方式の
転換イメージ

3. 事業実施主体※2

- (1) サービス事業体
- (2) 実需者
- (3) 農業者（農業者の組織する団体を含む。）※3
- (4) 地方公共団体
- (5) 民間団体

（※2. (1)、(2) は必ず一体で取り組むものとします。）

（※3. 本事業におけるサービス事業体が提供するサービスを利用する者であるものとします。）

4. 主な実施要件

- (1) サービス事業体と実需者が連携して、生産・流通・販売方式を転換することでサービス事業の提供側・利用者側双方の効果を高める取組を行うこと。
- (2) 本事業で開始したサービス事業の受託面積を拡大すること。

5. 成果目標

- (1) 次の2つの成果目標を設定します。
 - ① サービス事業体における持続的なサービス提供の成立（成果目標年度におけるサービス事業部門の事業実施年度からの営業損益の改善。）
 - ② 本事業で開始したサービス事業の受託面積の拡大
- (2) 目標年度：事業実施年度の翌々年度

6. 主な審査基準（加点要素）

- ・ サービス提供面積の拡大量
- ・ 労働集約型作物を対象とする場合
- ・ サービス事業体が、スマート農業技術活用促進法に基づき認定を受けた「生産方式革新実施計画」に促進事業者として位置付けられている場合等、ポイント加算。

7. 事業執行の流れ

<事業の流れ>

本省



事業実施主体

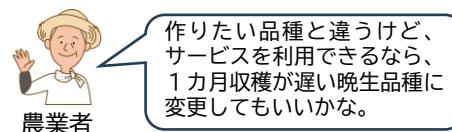
(別記2－2) 先進モデル支援のうち複数産地連携タイプ

1. 事業内容

(1) サービス事業体が主体となって、産地ごとに作期の異なる品種の導入や栽培方法等の転換を促し、複数産地を連携させることにより、同ースマート農業機械等を用いたサービス事業の長期提供や、年間を通じたサービス事業の利用・提供ができる産地・サービス事業体双方の体制を構築する取組を支援

2. 事業メニュー、補助率

(1) 推進事業（ソフト+セミハード）



- ① スマート農業機械等の導入（セミハード）：1/2以内（上限5,000万円※1）
- ② 複数産地の連携（ソフト）：定額（上限3,000万円※1）<必須>
- ③ 利用者の新規開拓（ソフト）：定額（上限1,500万円※1）<必須>

(2) 整備事業（ハード）※2：1/2以内（上限30,000万円※1）

需要主導の産地を育成するために必要な次の施設の整備

- ①育苗施設、②乾燥調製施設、③穀類乾燥調製貯蔵施設、④農産物処理加工施設、⑤集出荷貯蔵施設、⑥産地管理施設、⑦生産技術高度化施設、⑧種子種苗関連施設、⑨格納庫※3

※1. 上限については、公募要領において定めています。

※2. 推進事業と一体的に取り組む場合のみ、対象になります。複数産地の連携に必要となる施設に限ります。

※3：サービス事業に直接必要な、導入したスマート農業機械等の格納又は、導入したスマート農業機械等のメンテナンスに必要なものに限る



3. 事業実施主体※4

- (1) サービス事業体
- (2) 農業者（農業者の組織する団体を含む。）※5
- (3) 地方公共団体
- (4) 民間団体

（※4. (1) は必ず取り組むものとします。）

（※5. 本事業におけるサービス事業体が提供するサービスを利用する者であるものとします。）

4. 主な実施要件

- (1) スマート農業機械等の長期利用や、サービス事業の長期利用のための工夫を行うこと。
- (2) 複数のサービス利用者にサービスを提供すること。

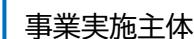
5. 成果目標

- (1) 次の2つの成果目標を設定します。
 - ①サービス事業体における持続的なサービス提供の成立
(成果目標年度におけるサービス事業部門の事業実施年度からの営業損益の改善。)
 - ②本事業で開始したサービス事業の受託面積の拡大
- (2) 目標年度：事業実施年度の翌々年度

6. 主な審査基準（加点要素）

- ・サービス提供面積の拡大量
- ・労働集約型作物を対象とする場合
- ・サービス事業体が、スマート農業技術活用促進法に基づき認定を受けた「生産方式革新実施計画」に促進事業者として位置付けられている場合等、ポイント加算。

7. 事業執行の流れ <事業の流れ>



(別記2－3) 先進モデル支援のうち機械多用途利用タイプ

1. 事業内容

(1) 優れた機能を有しながらも、その利用効果が不明等により特定の利用に留まっているスマート農業機械等について、現行の作物・品目や作業の組合せ以外での利用※1していくために必要な効果検証等の取組を支援することで、農業支援サービスの拡大と農業者の生産性向上を図ることを目的とします。

(※1. 水稲の農薬散布作業に利用しているドローンを果樹の防除作業で利用するなど。)

2. 事業実施主体※2

(1) サービス事業体

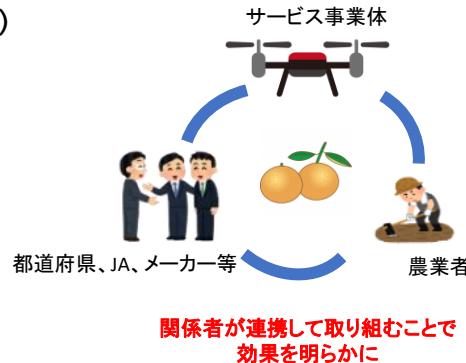
(2) 都道府県

(3) 農業者の組織する団体

(4) 民間団体※3

(※2. ①サービス事業体と農業者が事業に関わっていること、②実証の効果検証等ができる者が事業に関わっていることが必要です。)

(※3. 実証に供するスマート農業機械等の製造・販売を行っている者を想定しています。)



3. 実施要件

(1) 効果検証する取組（農業機械×作物・品目や作業の組合せ）は、**実証試験を行う產地で慣行的に取り組まれていない取組**であること。

(2) **サービス事業体、農業者、効果検証等ができる者が事業に関わっていること**（事業実施主体でない場合には、協力者として参加していること。）。 等

4. 補助率及び主な対象経費等※4

(1) 定額（上限1,000万円）

(2) 実証に必要な費用（ほ場借上げ費、農薬等の実証に必要な資材費、機械等の改良費、燃料費、役務費、委託費等）

(※4. スマート農業機械等の導入は対象外。)

5. 成果目標

農業機械と作物や作業の組合せによる効果・課題、サービス事業としての展開可能性等を明らかにすること。

6. 事業執行の流れ



7. その他

- ・労働集約型作物を対象する場合
- ・サービス事業体が、スマート農業技術活用促進法に基づき認定を受けた「生産方式革新実施計画」に促進事業者として位置付けられている場合等、ポイント加算。

(別記2－4) 先進モデル支援のうちモデル的取組等の立上げ支援

1. 事業内容

(1) 先進モデル支援のうち、「需要主導型産地育成タイプ」、「複数産地連携タイプ」において採択されたモデル的な取組に類似する取組に対し、ソフト事業（サービス事業の拡大等）、セミハード事業（機械導入）の取組を支援します。

また、支援に当たっては、サービスの提供範囲に応じて、地域型（概ね県域の場合）、広域型（複数県域の場合）に分けて支援します。

2. 事業実施主体※1

- (1) サービス事業体
- (2) 実需者
- (3) 農業者
- (4) 農業者都道府県
- (5) 地方公共団体
- (4) 民間団体

(※1. サービス事業体は必須とし、取組内容に応じて複数の事業実施主体を取りまとめて共同で申請することができます。)

採択者

2-1

需要主導型産地
育成タイプ

2-2

複数産地連携タ
イプ

公募までのイメージ

モデル性

- モデル性を踏まえ設定↓
- な取組
- ×××な取組
- ×を達成すること

公募

3. 実施要件

- (1) 「需要主導型産地育成タイプ」、「複数産地連携タイプ」において採択されたモデル的な取組内容に類似した取組※2であること。
- (2) サービス事業体が事業実施主体として参画していること。
- (3) 原則、推進事業と機械導入の取組は一体で実施すること。
(※2. 類似の範囲や成果目標は公募要領において定めます。)

4. 補助率及び主な対象経費等

- (1) 推進事業：定額（上限3,000万円）
サービス事業体の持続性確保のための取組等（ニーズ調査、試行的なサービス提供、人材育成等）
- (2) スマート農業機械等導入事業（上限5,000万円）

5. 成果目標

サービス事業の拡大とサービス事業体の持続可能なサービス提供体制を構築することを基本に、別に定めます。

6. 事業執行の流れ

<事業の流れ>

農林水産本省

定額、
1/2等

事業実施主体

7. その他

「需要主導型産地育成タイプ」、「複数産地連携タイプ」の採択後、これらの取組にの類似性を踏まえ公募を行います。

(別記3－1) 農業支援サービスの立上げ支援のうち

農業支援サービス事業育成対策

	広域型サービス支援タイプ	地域型サービス支援タイプ
支援対象者 (事業実施主体)	農業支援サービス事業体(受委託契約のもとで農業者の行う農作業代行の取組や、農業者が使用するスマート農業機械等をレンタル等(販売は除く)によって提供する取組等を行う者のこと)(以下、サービス事業体という。)	
支援内容	サービス事業体がサービス事業の新規立上げ又は、既存のサービス事業の拡大に必要な以下の取組を支援するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・サービス事業のニーズ調査に要する経費 ・サービス事業の実施に当たって必要な機械レンタル・改修、データ収集等に要する経費 ・サービス事業を企画・運営する専門人材の育成に要する経費 ・その他サービスの育成・普及に資する取組に要する経費 	
成果目標	本事業の成果目標は、事業実施主体が提供するサービス事業を活用する農地面積の拡大に係る目標とする。	
主な要件	原則、複数の都道府県にわたるサービス事業を提供するサービス事業体(北海道内で取り組むサービス事業体にあっては、原則、北海道内の複数総合振興局・振興局でサービスを提供するサービス事業体	概ね都道府県域でサービス事業を提供するサービス事業体(北海道内で取り組むサービス事業体にあっては、概ね北海道内の総合振興局・振興局域でサービスを提供するサービス事業体)
申請先	地方農政局長、北海道農政事務所長、内閣府沖縄総合事務局長	都道府県知事
補助率、補助上限	定額(1事業実施主体当たり1,500万円を上限とする。)	定額(1事業実施主体当たり1,500万円を上限とする。) ※別途、都道府県に対し推進事務費を措置(定額(ただし、国庫補助金の合計額の10%以内))
補助対象経費	農業支援サービスの試行・改良に係る人件費や原材料費/説明会、実演会に係る会場借料や設営費/ 農業支援サービス周知のための情報発信費/本事業における取組に直接必要な旅費 等	
加算ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体が採択決定通知日まで、もしくは事業実施年度中にスマート農業技術活用促進法に基づき認定された生産方式革新実施計画において促進事業者として位置付けられており、かつ本事業での取組内容が当該計画の内容と合致している場合。 ・サービス提供地域において策定された地域計画に事業実施主体であるサービス事業体が位置付けられている又は地域計画未策定の地域に提供する場合であっても協議の場に参加している場合。 ・サービス提供先の農業者の過半以上が中山間地域で営農している場合。 等 	

(別記3－2) 農業支援サービスの立上げ支援のうち

スマート農業機械等導入支援

	広域型サービス支援タイプ	地域型サービス支援タイプ
支援対象者 (事業実施主体)	農業支援サービス事業体(受委託契約のもとで農業者の行う農作業代行の取組や、農業者が使用するスマート農業機械等をレンタル等(販売は除く)によって提供する取組等を行う者のこと)(以下、サービス事業体という。)	
支援内容	サービス事業を実施するために直接必要なスマート農業機械等の導入又はリース導入に係る経費を支援する。	
成果目標	本事業の成果目標は、事業実施主体が提供するサービス事業を活用する農地面積の拡大に係る目標とする。	
主な要件	原則、複数の都道府県にわたるサービス事業を提供するサービス事業体(北海道内で取り組むサービス事業体にあっては、原則、北海道内の複数総合振興局・振興局でサービスを提供するサービス事業体	概ね都道府県域でサービス事業を提供するサービス事業体(北海道内で取り組むサービス事業体にあっては、概ね北海道内の総合振興局・振興局域でサービスを提供するサービス事業体)
申請先	地方農政局長、北海道農政事務所長、内閣府沖縄総合事務局長	都道府県知事
補助率、補助上限	1/2 以内(1事業実施主体当たり5,000 万円を上限、原則500 万円を下限とする。)	1/2以内(1事業実施主体当たりの上限額は1,500万円とする。ただし、スマート農業機械を導入する場合は3,000 万円とする。) ※別途、都道府県に対し推進事務費を措置(定額(ただし、国庫補助金の合計額の10%以内))
補助対象経費	サービス事業を実施するために直接必要なスマート農業機械等の導入又はリース導入に係る経費	
加算ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体が導入する農業機械等が以下のスマート農業機械に当てはまる場合。 自動操舵農機(後付け装置及び自動走行農機を含み、ドローンを除く)/電動草刈機(自立走行式又はリモコン式のもの)/食味・収量センサ付コンバイン/収穫ロボット(カメラ・AIによる画像分析等により収穫の要否を判断し農産物を収穫・運搬するロボット)/可変施肥機(ほ場マップ等のデータを参照して可変施肥を自動的に行う機能を有するブロードキャスター/田植機、施肥用ドローン等)/センシングドローン ・事業実施主体が採択決定通知日まで、もしくは事業実施年度中にスマート農業技術活用促進法に基づき認定された生産方式革新実施計画において促進事業者として位置付けられており、かつ本事業での取組内容が当該計画の内容と合致している場合。 ・サービス提供地域において策定された地域計画に事業実施主体であるサービス事業体が位置付けられている又は地域計画未策定の地域に提供する場合であっても協議の場に参加している場合。 ・サービス提供先の農業者の過半以上が中山間地域で営農している場合。 等 	

支援対象の「専用運搬車」について (別記2-1、2-2、2-4、3-2関係)

サービスに必要な農業機械と一体的に導入する
専用運搬車(セーフティローダー等)を補助対象機械に追加します。

○導入にあたっての条件

農業機械専用運搬車の導入又はリース導入は、本事業で実施するサービス事業に必要なものであって、本事業で導入するスマート農業機械等と一体的に導入する場合に限る。

なお、農業機械専用運搬車とは、セーフティローダー、ユニック等の農業機械の積込みや積降ろしを安全かつ容易に行い得る機構を有するものとする。

○補助対象となる農業機械専用運搬車の要件

残存耐用年数期間において以下の要件を満たす必要があります。

- (1) 適正な管理のため車体に本補助金の名称（「スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業」）を明示すること
- (2) 運行記録、業務日報など業務の用に供していることを証する書類を整備すること
- (3) 保管場所が事業所(個人の場合は自宅等)となっていること
- (4) 当該車両に係る任意保険の使用目的設定が「事業使用」となっている又は他用途に使用しないことを宣誓する書面を整備すること

※本事業の目的を妨げない限度を超えて使用されていたことが確認された場合は、補助の対象外とする。

<よくある質問>

Q1 : 補助上限額との関係はどうなるのか。

A1 : 専用運搬車を導入する場合であっても、メニューごとの補助上限額は変わりません。

Q2 : 専用運搬車のみの導入も対象になるか。

A2 : 対象なりません。

本事業では、サービスに必要な農業機械の運搬を前提として一體的に導入する場合のみ対象となります。

Q3 : 軽トラックやワンボックスバンは対象になるか。

A3 : 対象なりません。

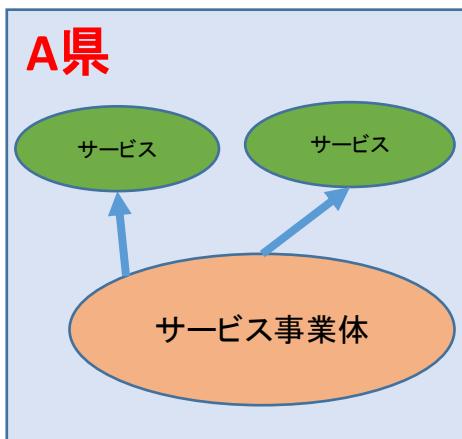
圃場間の速やかな移動が困難な大型の農業機械を運搬するものを想定しており、軽トラックやワンボックスバンは、対象として想定しておりません。

サービス事業体のサービス提供範囲別の申請先の考え方

1. サービス事業体が提供するサービスの利用者又は提供地域が全て特定の県域に留まる場合
→「地域型、地域モデル」を選択

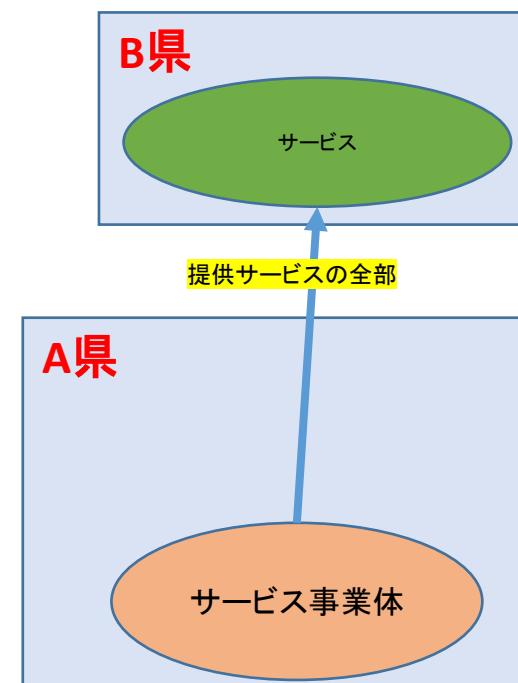
事例1

事務所の所在地とサービス提供地域が同一（A県の場合）
→A県へ申請



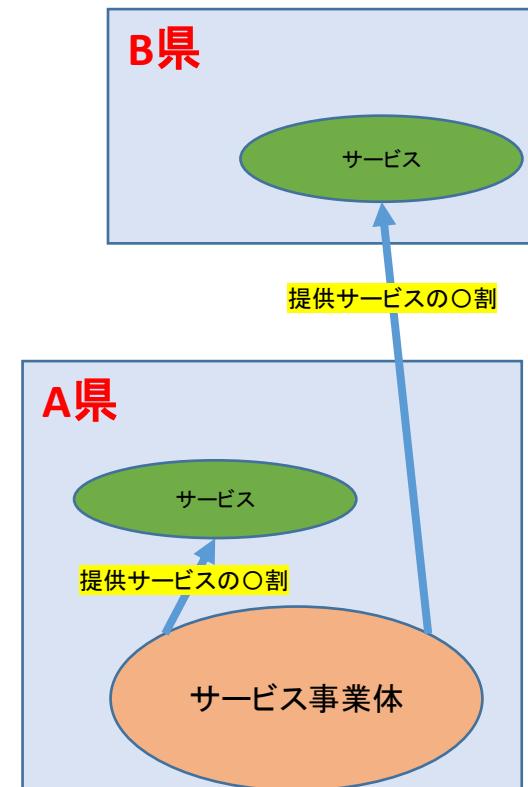
事例2

事務所の所在地はA県、サービス利用者又は提供面積の全てがB県の場合
→B県へ申請



事例3

複数県にサービスを提供している場合
→国へ申請



スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業 R6年度 事業執行スケジュール

R6年度

R7年度

R8年度

R9年度

応募期間

審査期間

交付申請

補助事業実施
期間
※約1週間程度に
なる見込みです。

成果目標達成に向けた
取組を実施

事業実施
状況の報告

締切
(1月31日)

採択発表
(3月上旬)
発表日時は
別途掲載

交付決定
3月中旬頃
順次実施

事業完了
令和7年
3月31日まで

実績報告
事業完了後1か
月以内or令和7
年4月10日まで

目標年度
事業完了年度
の翌々年度

実施状況報告
令和9年
7月31日までに
地方農政局長等に
提出

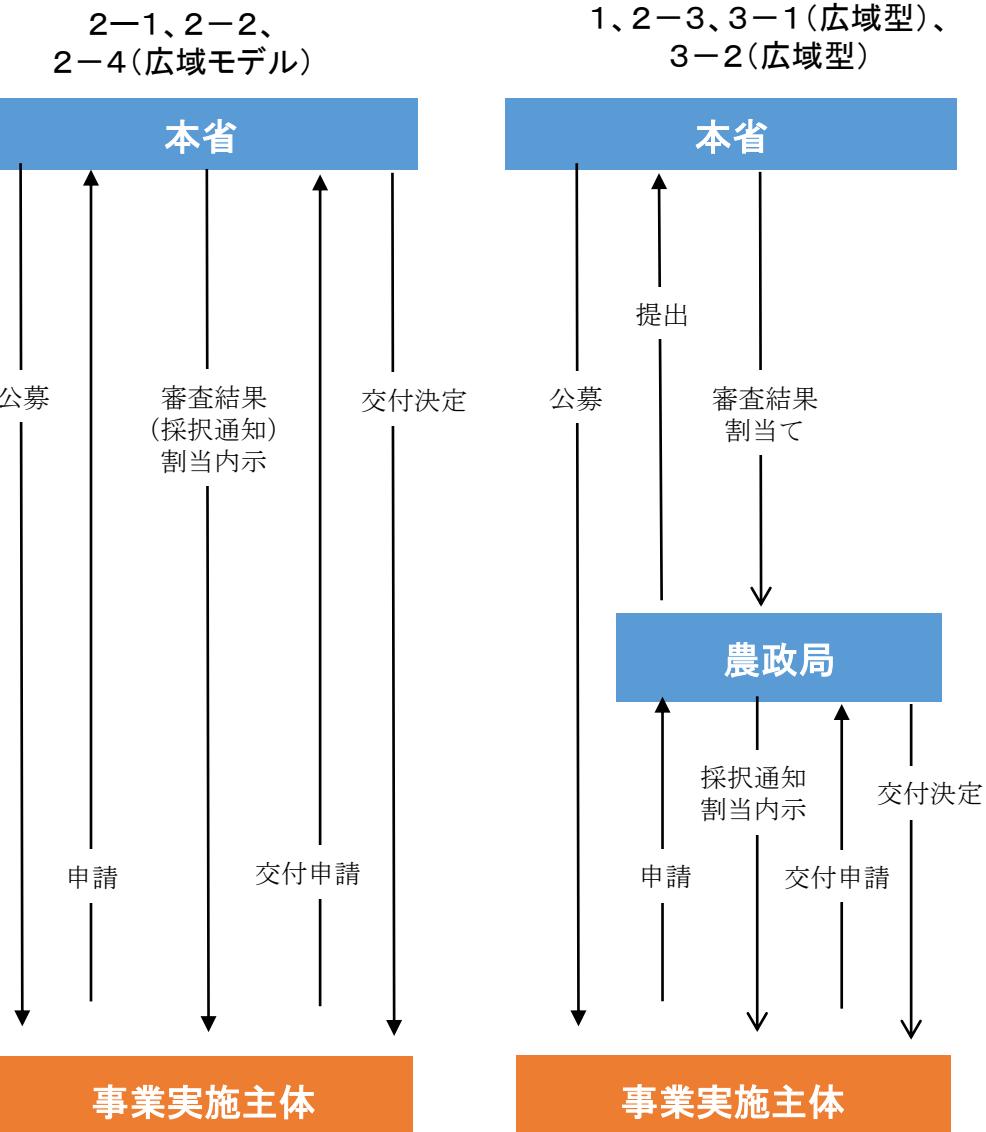
R7
1月中旬

R7
4月10日

7月31日

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業
執行の基本スキーム

直接採択事業



間接補助事業

